

八戸市魚市場運営審議会

日時：令和2年2月13日（木）午後4時30分

場所：八戸グランドホテル 2階「ローズコート」

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 開設者挨拶
- 3 正・副会長選出
- 4 議題

○諮問事項

- ・地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）について

○報告事項

- ・令和元年水揚げ実績報告について
- ・平成30年度市場別収支概況について
- ・魚市場施設の整備状況報告について

- 5 その他

- 6 閉会

八戸市魚市場運営審議会委員名簿

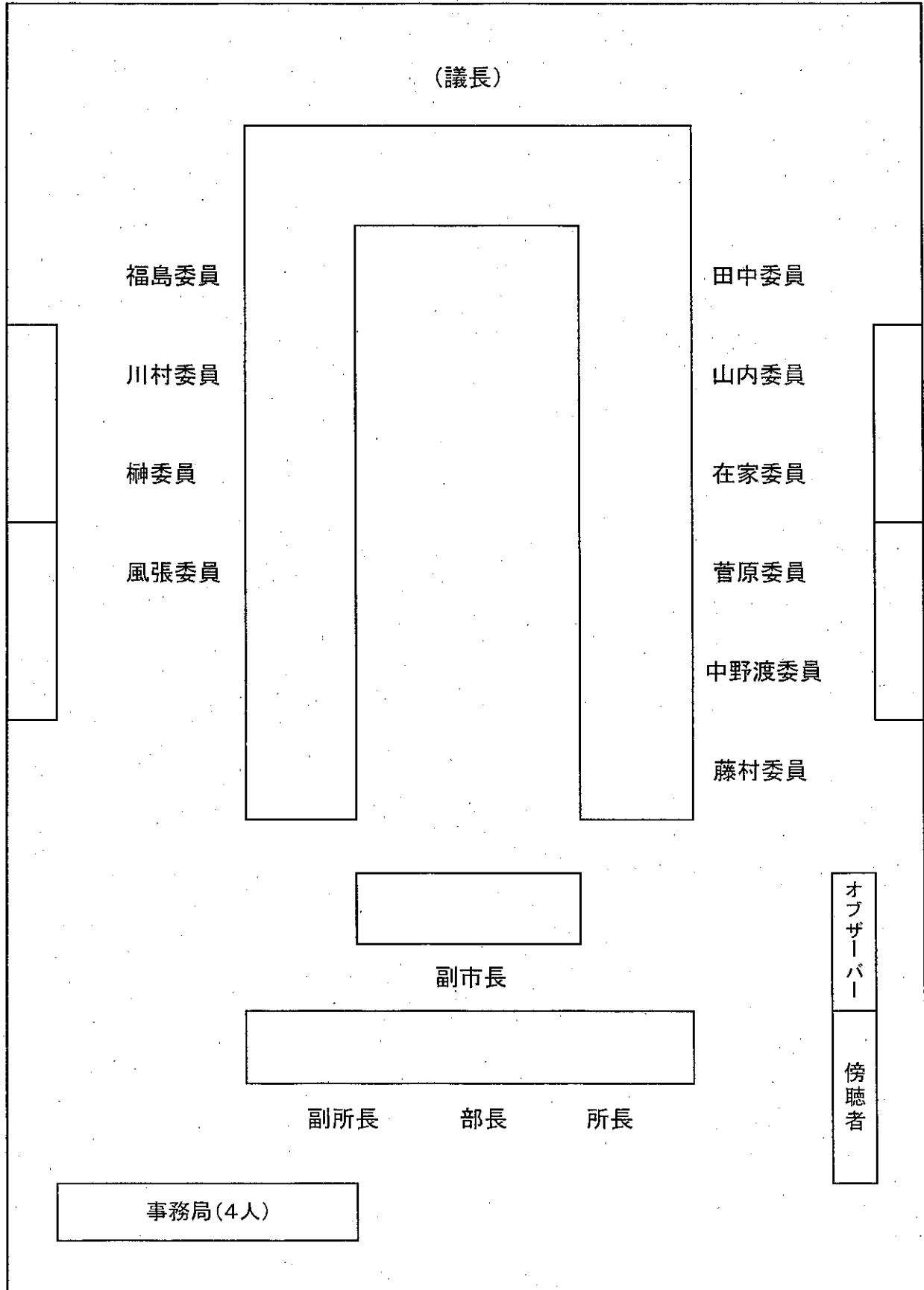
(令和2年2月13日)

公 職 名 又 は 職 名	氏 名	出欠
八戸学院大学 教授	田 中 哲 (タナカ アキラ)	出席
八戸商工会議所 専務理事	山 内 隆 (ヤマウチ タカシ)	出席
八戸港湾運送株式会社 代表取締役社長	澤 藤 孝 之 (サワフジ タカユキ)	欠席
一般財団法人 VISITはちのへ 専務理事	在 家 秀 則 (ザイケ ヒデノリ)	出席
八戸市食生活改善推進協議会 顧問	菅 原 牧 子 (スガワラ マキコ)	出席
青森県トラック協会三八支部 副支部長	中 野 渡 義 武 (ナカノワタリ ヨシタケ)	出席
公募	藤 村 幸 子 (フジムラ ユキコ)	出席
八戸みなと漁業協同組合 代表理事組合長	岡 沼 明 見 (オカヌマ アケミ)	欠席
青森県旋網漁業協同組合 代表理事組合長	福 島 哲 男 (フクシマ テツオ)	出席
八戸機船漁業協同組合 代表理事組合長	川 村 嘉 朗 (カワムラ ヨシロウ)	出席
八戸水産加工業協同組合連合会 代表理事会長	榊 佳 弘 (サカキ ヨシヒロ)	出席
八戸魚市場仲買人協同組合連合会 副会長理事	地 主 陽 一 (ジヌシ ヨウイチ)	欠席
八戸市水産加工業協同組合 代表理事組合長	中 道 栄 治 (ナカミチ エイジ)	欠席
八戸みなと漁業協同組合 専務理事	河 村 喜 久 雄 (カワムラ キクオ)	欠席
株式会社八戸魚市場 常務取締役	風 張 信 一 (カザハリ シンイチ)	出席

八戸市魚市場運営審議会

日時 令和2年2月13日(木)午後4時30分
場所 八戸グランドホテル2階「ローズコート」

席 次



附属機関の会議の公開等に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、八戸市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成12年4月1日施行）第5条第2号及び第6条の規定に基づく附属機関の会議及び会議録等の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開基準

附属機関の会議は、法令等の規定により非公開とされているものを除き、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合

第3 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、第2「会議の公開基準」に基づき、当該附属機関の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

第4 会議の公開の方法等

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 刃物その他危険な物を持っている者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 附属機関の長は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 傍聴希望者数が前号の定員を超えた場合には、原則として、先着順により決定するものとする。
- (4) 附属機関の長は、会議の傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。
- (5) 附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、会場の秩序維持に努めなければならない。

第5 会議の開催の周知

会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を市ホームページに掲載するとともに、本庁、サービスセンター、公民館等への掲示又は配架、報道機関への情報提供等により、その

周知に努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じた等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (5) 定員
- (6) 傍聴の受付方法
- (7) 問合せ先
- (8) その他

第6 会議録の作成及び公開

- (1) 附属機関の会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、速やかに作成するものとする。
- (2) 公開した会議に係る会議録及び会議資料は、会議において公開しないこととした情報を除き、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの閲覧の方法により、一般の利用に供するものとし、非公開の会議に係るものについては、可能な限り公開に努めるものとする。
- (3) 前号の規定による会議録等の公開は、当該公開の日から少なくとも2年間これを行うものとする。

第7 その他

この取扱いの運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。ただし、第6の規定は、平成21年4月1日から実施する。

附

この取扱いは、平成25年4月1日から実施する。

諮 問 書

次のことについて、貴審議会の意見を求めます。

- 1 地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）について

令和2年2月13日

八戸市魚市場運営審議会
会長 田中 哲 様

八戸市長 小 林 眞

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部改正（案）について

提出議会：令和2年3月定例会

改正理由：卸売市場法の一部改正に伴い、魚市場における卸売業務の許可、売買取引及び決済の方法等について定め、その他所要の改正をするもの。

施行期日：令和2年6月21日

1. 改正卸売市場法の基本方針等に即したものの

① 売買取引の方法の公表・・・現行の第18条にて規定済み

現 行
(売買取引の方法) 第18条（略）

改 正
(売買取引の方法) 現行のまま

② 差別的取扱いの禁止・・・新設

現 行
規定なし
規定なし

改 正
(業務運営の基本原則) 第0条 市長は、魚市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人、その他の取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
(卸売業者の差別的取扱いの禁止) 第0条 卸売業者は、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

③ 代金決済ルールの策定・公表・・・現行の第22条及び第23条を改正

現 行
(売買仕切書の交付及び仕切金の支払い) 第22条 卸売業者は、委託を受けた魚介そう類を販売したときは、委託者に対して、その販売をした日の翌日までに仕切書を交付し、仕切金を支払う。
(買受品代金の支払い) 第23条 魚介そう類の買受けをした者は、その代金を魚介そう類の引渡しを受けると同時に卸売業者に支払う。ただし、卸売業者が市長の承認を受けて特別に定めたときは、この限りではない。

改 正
(売買仕切書の交付及び仕切金の支払い) 第22条 卸売業者は、委託を受けた魚介そう類を販売したときは、委託者に対して、その販売をした日から当事者間で決定した期日までに仕切書を交付し、仕切金を支払う。 2 卸売業者は、前項の仕切金を現金又は口座振替その他の送金の方法により支払う。
(買受品代金の支払い) 第23条 魚介そう類の買受けをした者は、その代金を魚介そう類の引渡しを受けた日から当事者間で決定した支払期日までに卸売業者に支払う。ただし、卸売業者が市長の承認を受けて特別に定めたときは、この限りではない。 2 前項の規定による支払いは、現金、送金その他の方法により行う。ただし、卸売業者が市長の承認を受けて特別に支払い方法を定めたときは、この限りではない。

④ 取引条件の公表・・・新設

現 行
規定なし

改 正
(売買取引条件の公表) 第0条 卸売業者は、次の取引条件として定めたときは、公表する。 ・営業日及び営業時間 ・取扱品目 ・引渡しの方法 ・委託手数料等の出荷者又は買受人が負担する費用の内容及び額 ・卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 ・奨励金等の種類、内容及び額

⑤ 取引結果の公表・・・現行の第11条を改正

現 行
(取扱数量等の報告) 第11条 卸売業者は、毎日取扱いした魚介そう類の数量、卸売金額等を速やかに市長に報告する。

改 正
(取扱数量等の報告及び公表) 第11条 卸売業者は、毎開場日、販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売の予定数量を市長に報告する。 2 卸売業者は、毎開場日、取扱いした魚介そう類の数量、卸売金額等を速やかに市長に報告する。 3 卸売業者は、前2項の報告を行ったときは、速やかにその報告内容を公表する。 4 卸売業者は、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合は、その交付額を公表する。 5 市長は第1項及び第2項による報告に基づき、毎開場日の卸売の予定数量・卸売の数量・卸売金額を公表する。 6 市長は第1項及び第2項の報告のほか、卸売業務について、卸売業者に必要な報告を求めることができる。

⑥ その他の取引ルールの公表・・・現行の取引ルールのまま改正なし

2. 改正卸売市場法の内容（1以外）に即したものの

① 売買取引の原則・・・新規

現 行
規定なし

改 正
(売買取引の原則) 第〇条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

② 卸売業者の許可・・・現在の卸売業務の許可は県知事が許可を行っているが、改正卸売市場法施行後は市長が許可を行う

現 行
(用語の意義) 第2条 (略) 2 この条例において「卸売業者」とは、卸売業務を行うことについて法第58条第1項により青森県知事の許可を受けた者をいう。 3 (略)
規定なし
(卸売業者の保証金) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 卸売業者は、青森県知事から卸売業務の許可書の交付を受けた日から起算して10日以内に保証金を市長に納付しなければならない。 5・6 (略)

改 正
(用語の意義) 第2条 (略) 2 この条例において「卸売業者」とは、卸売業務を行うことについて市長の許可を受けた者をいう。 3 (略)
(卸売業務の許可) 第〇条 魚市場において卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (許可の基準) 第〇条 (略) (卸売業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割) 第〇条 (略) (相続) 第〇条 (略) (許可の取消し等) 第〇条 (略)
(卸売業者の保証金) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 卸売業者は、卸売業務の許可を受けた日から起算して10日以内に保証金を市長に納付しなければならない。 5・6 (略)

③ せり人の届出・・・現在は県知事へ届出を行っているが、改正後は市長へ届出を行う

現 行
規定なし

改 正
(せり人の資格等) 第〇条 せり人はせりを行うのに必要な経験及び能力を有し、規則で定める要件を満たす者とする。 2 卸売業者は、せり人を選定したときは速やかに市長に届け出る。 3 前項の届出に変更があったときも市長に届け出る。

3. その他のもの

① 魚市場の面積・・・現行条例第3条の面積を削除し、規則において規定予定

現 行			
(魚市場の名称、位置等) 第3条 魚市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。			
名称	位置	敷地面積	卸売場面積
第一魚市場	八戸市鮫町・・・	〇,〇〇〇㎡	〇,〇〇〇㎡
第二魚市場	八戸市江陽・・・	〇,〇〇〇㎡	〇,〇〇〇㎡
第三魚市場	八戸市白銀町・・・	〇,〇〇〇㎡	〇,〇〇〇㎡

改 正	
(魚市場の名称及び位置) 第3条 魚市場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
第一魚市場	八戸市鮫町・・・
第二魚市場	八戸市江陽・・・
第三魚市場	八戸市白銀町・・・

② 使用料・・・現行条例の食堂・売店使用料を削除し、流動海水水使用料の単位・使用料・納期限（冷却海水も）を改正

現 行				
別表第1				
種別	単位又は区分	使用料	納期限	納付者
(略)				
食堂使用料 売店使用料	3.3㎡/月	850円	許可の日から 3月分前納	使用者
(略)				
流動海水水 等製造供給 設備使用料	流動海水水 200kg毎	640円	1~10日→15日 11~20日→25日 21~末日→翌5日	〃
	冷却海水 1,000kg毎	2,560円	〃	〃

改 正				
別表第1				
種別	単位又は区分	使用料	納期限	納付者
(略)				
削 除				
(略)				
流動海水水 等製造供給 設備使用料	流動海水水 100kg毎	320円	翌20日	〃
	冷却海水 1,000kg毎	2,560円	〃	〃

八戸市魚市場水揚げ実績（平成31年1月1日～12月31日）

令和2年2月13日

- 開場日数は、280日（前年282日）
- 水揚げ数量は、66,117トン（前年比61%、42,075トン減）
- 水揚げ金額は、14,759,839千円（前年比81%、3,360,010千円減）

漁業別	区分	数量（トン）				金額（千円）				単価（10kg当）（円）				
		令和元年 (A)	平成30年 (B)	比較		令和元年 (a)	平成30年 (b)	比較		令和元年 (α)	平成30年 (β)	比較		
				A-B	A/B*100 (%)			a-b	a/b*100 (%)			α-β	α/β*100 (%)	
いかつり	近海	910	561	349	162	548,092	4	326,488	221,604	168	6,023	5,820	203	103
	船凍スルメイカ	904	5,195	△4,291	17	693,000	5	3,322,734	△2,629,734	21	7,666	6,396	1,270	120
	船凍アカイカ	7,152	4,631	2,521	154	3,251,653	22	2,225,537	1,026,116	146	4,546	4,806	△260	95
大中型旋網	計	8,966	10,387	△1,421	86	4,492,745	31	5,874,759	△1,382,014	76	5,011	5,656	△645	89
	三陸	20,896	57,147	△36,251	37	3,372,417	23	5,267,765	△1,895,348	64	1,614	922	692	175
	遠海	23,994	27,618	△3,624	87	1,217,303	8	1,288,607	△71,304	94	507	467	40	109
	船凍	1	1	0	100	430	0	356	74	121	4,300	3,560	740	121
	計	44,891	84,766	△39,875	53	4,590,150	31	6,556,728	△1,966,578	70	1,023	774	249	132
機船底びき網	大型	707	926	△219	76	319,971	2	526,806	△206,835	61	4,526	5,689	△1,163	80
	中型	7,018	6,538	480	107	3,548,270	24	2,896,663	651,607	122	5,056	4,431	625	114
	小型	148	174	△26	85	49,654	0	74,557	△24,903	67	3,355	4,285	△930	78
計	7,873	7,638	235	103	3,917,895	26	3,498,026	419,869	112	4,976	4,580	396	109	
その他	4,387	5,401	△1,014	81	1,759,049	12	2,190,336	△431,287	80	4,010	4,055	△45	99	
水揚げ総数	66,117	108,192	△42,075	61	14,759,839	100	18,119,849	△3,360,010	81	2,232	1,675	557	133	

令和元年全国主要市場水揚表

※2/13現在

水揚数量

順位 (昨年)	市場名 (都道府県名)	数量 (昨年)	対前年比
1 (1)	銚子 (千葉県)	280,366 (252,386)	111.1
2 (3)	釧路 (北海道)	172,268 (121,878)	141.3
3 (2)	焼津 (静岡県)	172,013 (169,806)	101.3
4 (4)	長崎 (長崎県)	100,897 (118,532)	85.1
5 (7)	石巻 (宮城県)	100,245 (106,617)	94.0
6 (8)	枕崎 (鹿児島県)	88,405 (96,963)	91.2
7 (5)	境港 (鳥取県)	85,673 (115,380)	74.3
8 (10)	稚内 (北海道)	78,374 (80,756)	97.0
9 (11)	松浦 (長崎県)	72,374 (79,519)	91.0
10 (6)	八戸	66,117 (108,192)	61.1

数量:トン 対前年比:%

水揚金額

順位 (昨年)	市場名 (都道府県名)	金額 (昨年)	対前年比
1 (1)	焼津 (静岡県)	41,697,489 (48,270,103)	86.4
2 (2)	福岡 (福岡県)	40,687,204 (43,695,232)	93.1
3 (3)	長崎 (長崎県)	33,196,883 (32,501,252)	102.1
4 (4)	銚子 (千葉県)	27,485,220 (29,648,435)	92.7
5 (5)	境港 (鳥取県)	21,176,089 (21,782,150)	97.2
6 (6)	三崎 (神奈川県)	20,440,074 (20,948,000)	97.6
7 (11)	稚内 (北海道)	18,020,134 (17,980,629)	100.2
8 (7)	根室 (北海道)	16,929,198 (20,016,667)	84.6
9 (9)	石巻 (宮城県)	16,537,085 (18,437,037)	89.7
10 (13)	下関 (山口県)	15,597,914 (15,993,321)	97.5
11 (8)	気仙沼 (宮城県)	15,403,313 (19,844,337)	77.6
12 (10)	八戸	14,759,839 (18,119,849)	81.5

金額:千円 対前年比:%

※・上記の表は、八戸市が、全国の主要な22市場に対して調査を実施したものの。

・金額について、昨年はすべて税込み、今年には焼津、根室は税抜き、その他は税込み。

平成30年度 (H30. 4. 1~H31. 3. 31) 市場別収支概況について

1 魚市場運営に係る収支 (直接的収支)

(歳入)

単位: 千円

		合計	第一魚市場	第二魚市場	第三魚市場
使用料	市場使用料	55,313	22,863	0	32,450
	貸事務所使用料	3,790	1,424	0	2,366
諸収入	電気料等実費負担分	25,116	5,393	0	19,723
歳入計		84,219	29,680	0	54,539
歳入計 (前年度)		88,463	29,195	7,196	52,072

(歳出)

			合計	第一魚市場	第二魚市場	第三魚市場
総務費	一般管理費	光熱水費	57,050	5,573	71	51,406
		修繕料	21,678	3,834	0	17,844
		手数料 (各種法定検査等)	2,010	268	0	1,742
		保険料 (建物・動産)	2,835	38	0	2,797
		委託料 (施設維持)	69,716	11,934	0	57,782
		土地借上料	15,967	632	4,263	11,072
		歳出計	169,256	22,279	4,334	142,643
歳出計 (前年度)			177,973	19,446	18,662	139,865
収支			△ 85,037	7,401	△ 4,334	△ 88,104
収支 (前年度)			△ 89,510	9,749	△ 11,466	△ 87,793

2 魚市場運営その他収支 (間接的収支)

(歳入)

		合計	第一魚市場	第二魚市場	第三魚市場
手数料	入場・買受人許可手数料	566	75	14	477
財産収入	財産貸付収入、利子及び配当金	1,706	1,188	0	518
繰越金	前年度繰越金	21,654	2,850	554	18,250
諸収入	雑入 (施設使用保証金等)	5,288	696	135	4,457
寄附金	ふるさと寄附金	910	120	23	767
歳入計		30,124	4,929	726	24,469
歳入計 (前年度)		72,872	3,798	3,892	65,182

(歳出)

			合計	第一魚市場	第二魚市場	第三魚市場
総務費	一般管理費	給料・手当	63,335	8,337	1,621	53,377
		共済費	13,681	1,801	350	11,530
		旅費	1,024	135	26	863
		消耗品費	2,793	368	72	2,353
		燃料費	222	29	6	187
		食糧費	21	3	1	17
		印刷製本費	549	72	14	463
		通信運搬費	436	57	11	368
		使用料及び賃借料	782	103	20	659
		原材料費	3,080	405	79	2,596
		備品購入費	996	0	0	996
		負担金	2,251	296	58	1,897
		償還金	45	0	0	45
		基金積立金	931	123	24	784
		公課費 (税金)	15	2	0	13
		運営審議会費		276	36	7
小計		90,437	11,767	2,289	76,381	
公債費	元金	8,813	1,160	226	7,427	
	利子	552	73	14	465	
	小計	9,365	1,233	240	7,892	
歳出計			99,802	13,000	2,529	84,273
歳出計 (前年度)			181,642	18,395	17,651	145,596

収支			△ 69,678	△ 8,071	△ 1,803	△ 59,804
収支 (前年度)			△ 108,770	△ 14,597	△ 13,759	△ 80,414

※振り分けの難しいものは、1 魚市場運営に係る収支 (直接的収支) の歳出合計額をベースに各市場ごとに按分

1～2の合計

	合計	第一魚市場	第二魚市場	第三魚市場
歳入計	114,343	34,609	726	79,008
歳出計	269,058	35,279	6,863	226,916
収支	△ 154,715	△ 670	△ 6,137	△ 147,908

1～2の合計

(歳入)

		合計
使用料及び手数料		59,669
財産収入	財産貸付収入、利子及び配当金	1,706
繰越金	前年度繰越金	21,654
諸収入	電気料実費負担分等	30,404
寄附金	ふるさと寄附金	910
歳入計		114,343
歳入計 (前年度)		161,335

(歳出)

		合計
総務費	一般管理費	259,417
	運営審議会費	276
	計	259,693
公債費	元金	8,813
	利子	552
	計	9,365
歳出計		269,058
歳出計 (前年度)		359,615

収支	△ 154,715	(a)
収支 (前年度)	△ 198,280	

※ 一般会計繰入金	189,047	(b)
-----------	---------	-----

※ (a)+(b)=次年度繰越金	34,332
------------------	--------

八戸地区 水産流通基盤整備事業（水産物流通機能高度化対策事業）

【計画の方針】

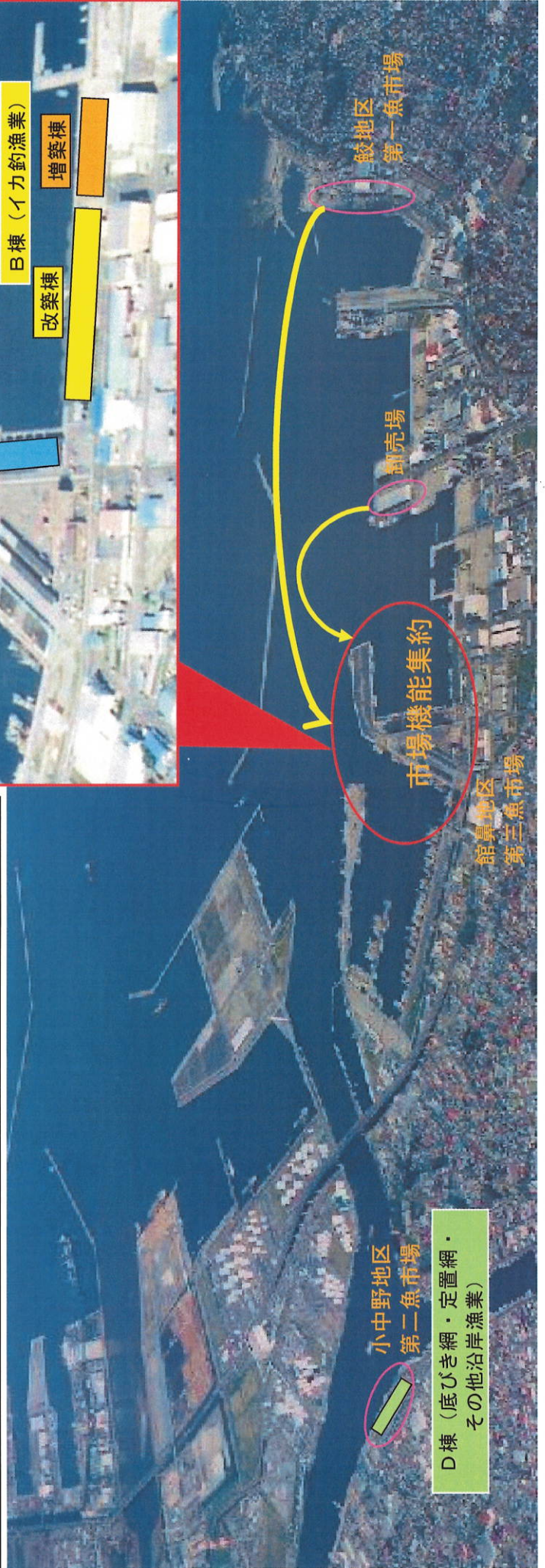
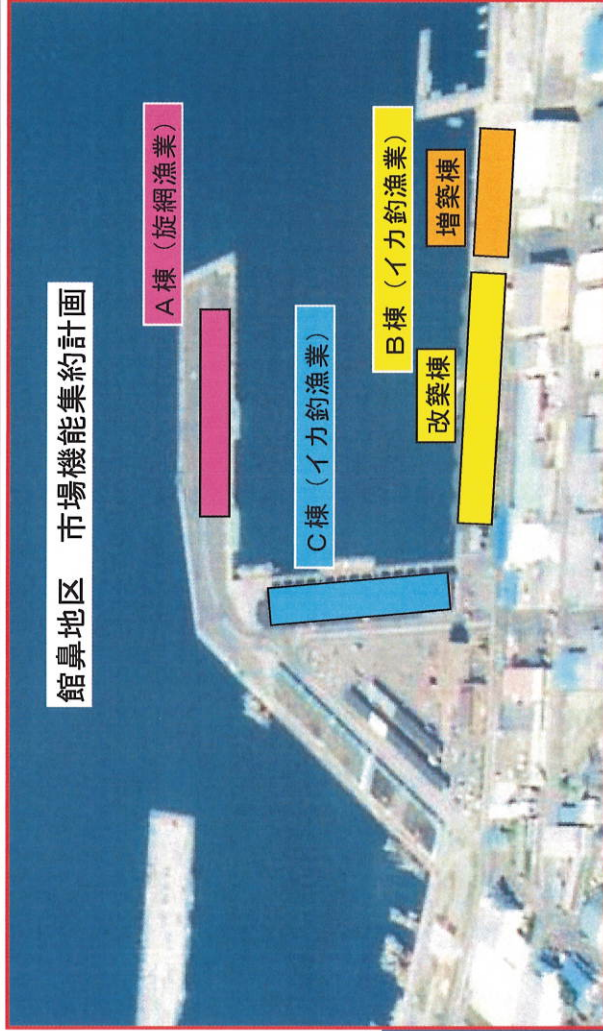
産地市場機能の集約と漁船漁業構造改革と連携して、生産・流通の効率化、品質・衛生管理の高度化を図ることにより、産地の国際競争力の強化を図る。

【計画の内容】

- 事業期間：平成19年～ ●事業主体：青森県・八戸市 ●事業費：約132億円
- 事業内容：岸壁整備（L=910m）、荷さばき所整備（4棟）、清浄海水導入施設（取水・殺菌・送水施設）等

【整備状況】

- A棟 平成24年 9月完成（平成24年10月供用開始）
- B棟増築棟 平成24年 6月完成（平成24年 7月供用開始）
- B棟改築棟 平成25年12月完成（平成26年 1月供用開始）
- C棟（1期工事） 平成28年 3月完成（平成28年 4月供用開始）
- C棟（2期工事） 平成29年 3月完成（平成29年 4月供用開始）
- D棟 令和元年度 工事着手（令和2年度供用開始予定）



小中野地区
第二魚市場

D棟（底びき網・定置網・
その他沿岸漁業）

市場機能集約

館鼻地区
第三魚市場

鮫地区
第一魚市場